

免税軽油使用者の皆様への注意事項

軽油引取税の免税制度とは、規定された用途等に該当し、かつ、適正な手続きがされた場合のみ、課税が免除されるというものです。

法令の定めに従った場合は、**課税処分、返納命令、罰則適用**となる場合がありますので、御注意ください。

○ 免税軽油使用者証の記載内容について

記載内容に変更があった場合は、速やかに書換えの申請をしてください。

記載されている機械とその用途以外に、免税軽油を使用してはいけません。

○ 免税軽油使用者証・免税証の返納について

免税軽油使用者証について、免税軽油を必要としなくなった場合、資格に該当しなくなった場合（滞納処分を受けた、報告書を提出していない等）は、速やかに返納してください。

未使用の免税証について、有効期限を過ぎた場合は、免税証返納届を添付して速やかに返納してください。

○ 免税軽油使用者証・免税証の紛失について

管理を販売店等他人に任せず（一部例外あり）、**自分で保管**し、十分に注意して管理をしてください。

万一紛失した場合は、速やかにその旨を届け出てください。

○ 免税証の申請・交付について

別人が免税軽油使用者になりすましてはいけません。

不正に所要数量を増ししてはいけません。

申請や交付時に代理人が来所する場合は、適正な委任状を持参してください。なお、個人名義で申請する場合は申請者の家族、法人名義で申請する場合はその法人の者に関して委任状は不要である。

○ 免税証・免税軽油の譲渡について

免税証を他人に譲渡（無償を含む）してはいけません。

免税軽油を他人に譲渡（無償を含む）する場合（例：船舶等の登録免税機械の売却・貸与等）は、**あらかじめ**県税事務所長の承認を受け、申告納付してください。

○ 免税軽油の引取りについて

免税証の交付を受けてから有効期限までの間に、原則として、免税証に記載された販売業者から、引取り数量分の免税証と引換えに引き取ってください。

有効期限を過ぎた免税証を使用してはいけません。

○ 引取り等に係る報告書について

引取りの事実を証明できる書類（領収書、納品書の写等）を添付してください。

免税軽油使用者に該当しなくなった後も、**免税軽油が残っている間は**、用途外使用又は譲渡がされていないか確認するため、報告する必要があります（若しくは申告納付）。

罪名	地方税法	構成要件	罰則
免税証の不正受給による免税軽油の引取りに関する罪等	第 144 条の 22 第 1 項	偽りその他不正の行為によって免税証の交付を受け、免税軽油の引取りを行った者	十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する
	同第 2 項	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合	その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する
免税証の譲渡の禁止に関する罪等	第 144 条の 25 第 1 項	前条（免税証の譲渡の禁止）の規定に違反した者	一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する
	同第 2 項	前条（免税証の譲渡の禁止）の規定に違反して免税証を譲り受け、免税軽油の引取りを行った者	十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する
	同第 3 項	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前二項の違反行為をした場合	その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する
道府県知事の承認を受けないでする免税軽油の譲渡に関する罪	第 144 条の 26 第 1 項	第 144 条の 3 第 3 項（免税軽油の譲渡の承認）の規定に違反して道府県知事の承認を受けないで免税軽油の譲渡を行った者	二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する
	同第 2 項	第 144 条の 3 第 4 項（免税軽油の譲渡の承認）の規定に違反して免税軽油を譲り受けた者	前項と同様とする
	同第 3 項	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前二項の違反行為をした場合	その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する
免税軽油の引取り等に係る報告義務に関する罪	第 144 条の 28 第 1 項	前条第一項（免税軽油の引取り等に係る報告義務）の規定に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者	一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する
	同第 2 項	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合	その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する

※ 県税事務所の職員が免税軽油の使用状況の確認のため、免税軽油使用者に質問することや関係する帳簿書類を検査することがありますので、御協力をお願いいたします。